

会員各位

吹田市医師会  
会長 四宮 眞男

## 吹田市医師会子宮頸がんワクチン・ヒブ・小児肺炎球菌ワクチン説明会『Q&A』

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は医師会活動にご協力賜り厚くお礼申し上げます。去る、1月22日(土)の「吹田市医師会子宮頸がんワクチン・ヒブ・小児肺炎球菌ワクチン説明会」質問表にてご質問いただいております回答をまとめましたのでお送りいたします。よろしく願いいたします。

Q . プレベナーの接種で、標準スケジュールで接種の場合に追加(4回目)は、1才3ヶ月を過ぎると公費適用はできないのですか？

A . 公費負担の適応です。

Q . ヒブ、プレベナーで1回目接種後、2回目が2才以降になった場合は、1回目接種のみでよいのですか？

A . はい。感染する確率が減少するので1回でよいと考えられます。

Q . ヒブ・肺炎球菌接種スケジュール(例)標準スケジュールで開始し2回目が7ヶ月をこえる事はまれにある事でその場合、7~11ヶ月のスケジュールに、移行していなかったように思います。つまり、3回接種+追加1回かどうなのですか？

A . 医師の判断で決定してもらって結構です。3回接種+追加1回で接種されて結構です。

Q . 接種した場合に医療機関に支払われる金額を教えてください。

A . この返事を書いている時点ではお答えできませんが、近日中に何らかの方法で医師会の会員の方に報告させていただきます。

Q . 接種不適となった場合は、予診票は返却とのことですが費用はどうなるのですか？

A . 問診のみの費用は市の公費助成事業にございませんので費用は発生しません。

Q . 吹田市民で他市の医療機関に行った場合は、助成対象になるのですか？

A . 公費助成になりませんので、吹田市民は吹田市医師会の医療機関で接種されるように指導お願い致します。

Q . 逆に、他市からの接種希望者は、他市からの依頼書などがあれば、これまでの定期接種のように接種してもいいのですか？

A . 保護者との同意があれば、先生方がこの助成が始まるまでにされていたように接種されて結構です。依頼書があっても、実費を被接種者から徴収して下さい。吹田市からの支払いはありませんが、依頼書と予診票は吹田市へ報告して下さい。

Q . 他市に比べ、自己負担額が高いようですが、どのように決定されたのですか？

A . 高齢者インフルエンザの自己負担が25%なので、それを目安に決定しました。  
大阪府の調査では、自己負担金ありが20市町村、なしが21市町村です。

(保健センター)

Q . プレベナーの接種スケジュールについて、先日の説明会では、1回目をうけてから2回目が7~11ヶ月になったら、7~11ヶ月のスケジュールに移行する、と記載されていました。しかし、プレベナーの接種スケジュールを見ていると、たとえば生後6か月で1回目を接種し、2回目を10ヶ月に打った場合、3回目は11ヶ月に接種できると思われます。そしてさらに60日以降に追加の分を打てると思います。この場合、もし3回目を11ヶ月に接種した場合、コストはちゃんと支払われるのでしょうか？上記は一例ですが、接種スケジュールが変更されるパターンがある場合でこちらの解釈が違った場合、ワクチンのコストが支払われないというリスクはないのでしょうか？

A . 医師が被接種者の利益も考え、保護者が医師の指導に同意されれば、3回目を接種されても、費用をカットされることはありません。いろいろなケースが考えられますが、明らかにスケジュールと逸脱したことがなければ問題ないとお考えください。

Q . 子宮頸がんワクチン接種の2回目、3回目は標準接種時期をかなり遅れた場合も、対象年齢内なら可能ですか？

A . 学年によって違いはありますが、対象年齢で公費助成の期限内なら問題ありませんので、3回目まで接種してください。できるだけスケジュールは守るようにご指導ください。平成24年3月31日までに接種された分だけが助成の対象になります。それ以降は実費負担となります。

Q . 接種できなかった場合、予診票は再発行していただくとのことですが(問診・診察の結果)同じ予診票を訂正して、次回に使用してはいけないのですか？(たとえば熱が37.5以上あったので、熱が下がったから接種したいという場合など)

A . できればそのようなことがないようにお願い致します。しかしいろいろなケースで接種が見送ることもありますので、被接種者が極端に不便になる場合などでは各医療機関での判断でお願い致します。

Q . 子宮頸がん予防ワクチン対象者は中学1年生~3年生になっていますが、「ワクチン接触緊急促進事業実施要領」のP.1に記載されている『例外として、12才以上となる日の属する年度の初日から...』と記載されていますが、どの場合が例外対象となりますか？

A . 国は、12歳以上16歳になる年度の5年間のうち補助があるのは4年間と示されていますので吹田市は、平成22年度は中学1~3年生を対象にして平成23年度中学1~高校1年を対象にしています。

Q . 子宮頸がん予防ワクチン接種時、母子手帳を必ず持参と記載がありますが、紛失されている場合はどうしたらよいですか？

A . 資料に添付した、「その他の予防接種」の用紙(母子手帳追加挿入用)をご利用ください。ない場合は吹田市医師会にお問い合わせください。

Q . 子宮頸がん予防ワクチンの問診票は3回分1度に該当者宅へ郵送されるのでしょうか？

A . はい。

Q . 具体的に薬（サーバリックス）はどこから仕入れるのですか？また、市から医療機関への報酬支払いはいくらになるのでしょうか？

A . 各医療機関でご購入することになりますので、各医療機関で取引されている薬品卸業者とご相談ください。グラクソスミスクラインが販売元です。

各医療機関への支払額は現時点ではお答えできませんが、近日中に何らかの方法で医師会の会員の方に報告させていただきます。

Q . 吹田市民であることの確認は、何をもって確認すればいいのですか？  
予診票しか確認する方法がありません。

A . 吹田市から送付した公費助成用の予診票を持っていらっしゃる事が証明になります。予診票をもってこられて、最新の保険証等で本人確認されれば結構です。場合によっては転出されていた場合もありますが、例外と考えられます。その場合は接種されて医療機関に不利益のないように配慮致します。

Q . 費用負担免除の該当者で、証明書を持参せず来院した場合は、再度受診するようにとのことですが、接種後に上記の旨を言われた場合はどうすればいいのですか？

A . 医療機関で領収証は発行されていると思いますので、その領収証と「一部費用負担金免除証明書」と引き換えに保護者にご返金ください。

Q . 3種類のワクチンが対象となっていますが、医療機関として1種類のみ又は、2種類のみ助成対象とすることは可能ですか？

A . はい。各医療機関で選択可能です。

( 感染症・予防接種担当：川西・西野・三谷 )